

(昭和48年10月23日 内閣総理大臣決定)

昭和50年 3月15日 改正

昭和55年 2月 6日 改正

## 不発弾等処理交付金交付要綱

### (通 則)

第1条 不発弾等処理交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この交付金は、今次の戦争に際して生じた不発弾及びその他の爆発物で陸地にあるもの(以下「不発弾等」という。)の処理を促進することにより、不発弾等による災害を防止することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 内閣総理大臣は、不発弾等の処理に関する事業を行う地方公共団体に対し、所要経費の一部をこの要綱の定めるところにより、国の予算の範囲内で交付金として交付する。

2 前項の交付対象となる事業の内容は、次の各号に掲げる工事とする。

一 不発弾等処理するための発掘（発掘に直接必要な探査を含む。）

二 不発弾等処理のために発掘した土砂の埋戻し

三 前2号の工事を実施するために直接必要な附帯工事（家屋、樹木、その他土地の工作物等の移転、復旧を含む。）

（交付対象経費）

第4条 前条第2項に規定する工事（以下「交付対象工事」という。）に要する経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表に定めるところにより算出するものとする。

（交付対象工事件数の数え方）

第5条 交付対象工事の件数は、1地点（半径30メートル以内の地域をいう。）の工事を1件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の交付対象工事は、これを1件の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。

一 2以上の不発弾等が60メートル以内の間隔で連続して埋没しているとき。

二 2以上にわたる工事を実施する場合で、当該工事を分離して施行することが効用上不相当であるとき。

( 交付金の額 )

第6条 第3条に定める交付金の額は、1件の工事に要する交付対象経費が200万円以上のものについて、当該経費の2分の1の金額とする。

( 交付金の交付申請 )

第7条 地方公共団体は、交付金の交付の申請をしようとするときは、原則として、交付対象工事を開始しようとする日の30日前までに、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 不発弾等処理交付金交付申請書(別記様式第1)
- 二 不発弾等処理工事計画書(別記様式第2)
- 三 不発弾等処理工事費見積書(別記様式第3)

( 交付金の交付決定通知及び交付条件 )

第8条 内閣総理大臣は、交付金の交付を決定したときは、不発弾等処理交付金交付決定通知書(別記様式第4)により、次の各号に掲げる条件を付して、当該地方公共団体に通知するものとする。

- 一 地方公共団体は、適正化法及び施行令並びにこの要綱の規

定に従わなければならないこと。

二 交付金を交付の目的に反して使用しないこと。

三 交付対象経費の配分の変更をしようとする場合には、内閣総理大臣の承認を受けること（別表の不発弾等探査費と工事費の費目間相互のいずれか低い額の20%以内の軽微な変更の場合を除く。）。

四 交付対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告して指示を受けること。

（計画変更等の承認）

第9条 地方公共団体は、交付対象工事を取りやめ又は当該工事の計画等を変更しようとするときは、速やかに不発弾等処理工事取りやめ承認申請書（別記様式第5）又は不発弾等処理工事計画変更等承認申請書（別記様式第6）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の申請があった場合には、審査の上、適当であると認めるときは、不発弾等処理工事取りやめ承認通知書（別記様式第7）又は不発弾等処理工事計画変更等承認通知書（別記様式第8）により、当該地方公共団体に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 地方公共団体が、適正化法第9条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

(状況報告)

第11条 地方公共団体は、内閣総理大臣の要求があった場合には、不発弾等処理工事進捗状況報告書(別記様式第9)を提出しなければならない。

(事故の報告)

第12条 地方公共団体は、交付対象工事中爆発等の事故が発生した場合には、直ちに不発弾等処理工事事故報告書(別記様式第10。以下「事故報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の事故報告書の記載内容に変更が生じた場合には、そのつど内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(実績報告)

第13条 地方公共団体は、交付対象工事が完了した日から起算して20日以内又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、不発弾等処理工事実績報告書(別記様式第11。以下

「実績報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

( 交付金の額の確定 )

第 1 4 条 内閣総理大臣は、実績報告書の提出があったときは、審査の上、交付金の額を確定し、当該地方公共団体に通知するものとする。ただし、不発弾等を発見することができなかった場合は、当該確定しようとする額の 2 分の 1 の額に確定するものとする。

( 交付金の支払 )

第 1 5 条 地方公共団体は、前条の確定通知を受けたときは、直ちに不発弾等処理交付金精算払請求書(別記様式第 1 2 )を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、交付対象工事の完了前に、これに必要な経費の一部の支払いを受けようとするときは、不発弾等処理交付金概算払請求書(別記様式第 1 3 )を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、この場合における請求の期限は、交付金の交付の決定を受けた日から起算して 2 0 日以内とする。

3 内閣総理大臣は、前項の請求があったときは、国の会計に関する法令に規定する所定の手続きを経て、支払計画額の範囲内

において概算払をすることができる。

( 交付決定の取消し及び返還命令 )

第 16 条 内閣総理大臣は、地方公共団体が、適正化法第 17 条第 1 項又はこの要綱に違反すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の場合若しくは交付対象工事を取りやめた場合において既に交付金が交付されているとき、又は額を確定した場合において既にその額を超える交付金が交付されているときは、当該地方公共団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

( 経 理 )

第 17 条 地方公共団体は、交付対象工事の経理については、他の経理とは別にその収支状況を明らかにする帳簿を備え、計算書及び証拠書類とともに、交付対象工事の完了の日の属する会計年度から 5 年間保存しておかなければならない。

( 雑 則 )

第 18 条 地方公共団体が、この要綱の規定により内閣総理大臣に提出すべき書類は、正本、副本各 1 通とする。

2 前項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。）が内閣総理大臣に書類を提出しようとする場合には、都道府県知事

を經由しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。

(沖縄県に対する特則)

第20条 沖縄県に対する交付金の交付については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、沖縄の実情を参酌して内閣総理大臣が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 地方公共団体が、昭和48年4月1日から同年10月31日までの間に不発弾等の処理に関する事業を開始している場合には、第7条に定める期間にかかわらず、同条に規定する申請書類を昭和48年12月20日までに提出することができる。

#### 附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和55年2月6日から適用する。

## 別表

費目	費目の内容及び算定基準
1. 不発弾等 探査費	<p>本工事の実施に直接必要な探査に限るものとし、不発弾等の1埋設地点における探査の限度は、その地点を中心に広さ100平方メートル、深さ10メートル以内とする。</p> <p>ただし、不発弾の投下時点後に、不発弾埋設地点の地表の上に、盛土を行った場合又は土砂くずれ等による土砂のたい積等が生じた場合においては、その盛土又はたい積等の部分の厚さを10メートルに加えた深さを限度とする。</p> <p>鉛直（ボーリング）磁気探査費</p>
2. 本工事費	<p>(1) 直接工事費</p> <p>ア 労務費</p> <p>イ 材料費</p> <p>ウ 直接経費</p> <p>（ア）特許使用料</p> <p>契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣される技術者等に要する経費</p> <p>（イ）水道光熱電力料</p> <p>工事の施行に直接必要な電力、電灯使用料及び用水使用料（基本料を除く。）</p> <p>（ウ）機械器具損料</p> <p>工事の施行に直接必要な機械器具の損料</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 運搬費</p>

機械器具，車両等の運搬に要する経費及び現場内における機械器具，車両等の移動に要する経費

イ 準備費

準備，跡片付けに要する経費及び伐開，整地，除草に要する経費

ウ 仮設費

工事の施行に必要な仮道，仮橋，現道補修等に要する経費，水替，締切等に要する経費，用水，電力等の供給設備に要する経費並びに機械設備（コンクリート・プラント，アスファルト・プラント等）の据付け及び撤去に要する経費

エ 役務費

土地（営繕に係る敷地を除く。）の借上げに要する経費及び電力用水等の使用基本料

オ 営繕損料

工事の施工に必要な現場事務所試験室，労務者宿舎，倉庫及び材料保管場等の損料とし，次式により算出する。

本工事費中の営繕損料＝ $A \times (A+B)$ に係る営繕損料率

附帯工事費中の営繕損料＝ $B \times (A+B)$ に係る営繕損料率

A： 本工事費中の工事費

（営繕損料及び労務者輸送費を除く。）

B： 附帯工事費中の工事費

（営繕損料及び労務者輸送費を除く。）

## ( 営繕損料率 )

本工事費及び附帯工事費中の工事費（営繕損料、労務者輸送費、現場管理費及び一般管理費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、(イ)から(ニ)までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。

(ア) 工事費が1,000万円以下の場合  $\frac{15}{1,000}$

(イ) 工事費が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合  $\frac{12}{1,000}$

(ウ) 工事費が3,000万円をこえ10,000万円以下の場合  $\frac{9}{1,000}$

(ニ) 工事費が10,000万円をこえる場合  $\frac{6}{1,000}$

## カ 労務者輸送費

工事現場に労務者を輸送するために要する経費とし、次式により算出する。

本工事費中の労務者輸送費 = A × ( A + B に係る  
労務者輸送費率 )

附帯工事費中の労務者輸送費 = B × ( A + B に係る  
労務者輸送費率 )

A : 本工事費中の工事費

( 営繕損料及び労務者輸送費を除く。 )

B : 附帯工事費中の工事費

( 営繕損料及び労務者輸送費を除く。 )

( 労務者輸送費率 )

工事費（営繕損料，労務者輸送費，現場管理費及び一般管理費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし，(イ)から(カ)までの場合において，それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは，当該最高額の範囲内において増額することができる。

- (ア) 工事費が500万円以下の場合  $\frac{20}{1,000}$
- (イ) 工事費が500万円をこえ1,000万円以下の場合  $\frac{13}{1,000}$
- (ウ) 工事費が1,000万円をこえ2,000万円以下の場合  $\frac{8}{1,000}$
- (エ) 工事費が2,000万円をこえ5,000万円以下の場合  $\frac{5}{1,000}$
- (カ) 工事費が5,000万円をこえる場合，前号において  
算出される額の最高額

(3) 現場管理費

本工事費及び附帯工事費の合計額（現場管理費及び一般管理費等を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし，(イ)から(カ)までの場合において，それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは，当該最高額の範囲内において増額することができる。

- (ア) 工事費が500万円以下の場合  $\frac{140}{1,000}$
- (イ) 工事費が500万円をこえ1,000万円以下の場合  $\frac{125}{1,000}$
- (ウ) 工事費が1,000万円をこえ2,000万円以下の場合  $\frac{105}{1,000}$

- (ニ) 工事費が2,000万円をこえ5,000万円以下の場合  

$$\frac{90}{1,000}$$
- (ホ) 工事費が5,000万円をこえ7,000万円以下の場合  

$$\frac{80}{1,000}$$
- (カ) 工事費が7,000万円をこえる場合  $\frac{75}{1,000}$

(4) 一般管理費等

一般管理費及び利潤とし、次式により算出する。

本工事費中の一般管理費等 =  $A \times (A + B \text{に係る} \\ \text{一般管理費等率})$

附帯工事費中の一般管理費等 =  $B \times (A + B \text{に係る} \\ \text{一般管理費等率})$

A : 本工事中の工事原価

B : 附帯工事費中の工事原価

(一般管理費等率)

本工事費及び附帯工事費の合計額(一般管理費等を除く。)に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、(イ)から(カ)までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。

(ク) 工事費が500万円以下の場合  $\frac{140}{1,000}$

(イ) 工事費が500万円をこえ1,000万円以下の場合  $\frac{135}{1,000}$

(ク) 工事費が1,000万円をこえ4,000万円以下の場合  

$$\frac{130}{1,000}$$

	<p>(ニ) 工事費が4,000万円をこえ10,000万円以下の場合  <math display="block">\frac{125}{1,000}</math></p> <p>(ホ) 工事費が10,000万円をこえ20,000万円以下の場合  <math display="block">\frac{120}{1,000}</math></p> <p>(カ) 工事費が20,000万円をこえる場合 <math>\frac{115}{1,000}</math></p>
	<p>(5) 普通傷害保険料</p> <p>請負契約による工事期間のうち、不発弾等の発掘開始の日から当該不発弾等が確認された日までの特約で、保険金額は1名につき1,000万円とし、死亡、後遺障害のみを担保として、料率は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該保険契約の期間は1か月を限度とする。</p> <p>(ア) 7日まで 7,600円</p> <p>(イ) 15日まで 11,400円</p> <p>(ウ) 1か月まで 19,000円</p>
3. 附帯工事費	<p>本工事に附帯して行なう工事に必要な経費であって、それぞれ前記(1)から(4)に掲げるものの合計額とする。</p>
4. 測量及び試験費	<p>工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する経費の合計額とする。</p>
5. 用地損料及び補償費	<p>工事の施行に必要な土地等の借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する経費（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する経費を含む。）とし、用地損料等の額は打切補償に見合う額とする。</p>

<p>6. 工事雑費</p>	<p>なお、この費目の算定にあたっては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）、「同基準」及び「同基準細則」並びに「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）を基準としてこれを準用する。</p> <p>工事の現場事務に必要な備品費，修繕費，消耗品費，賃金，印刷製本費，光熱水料，通信運搬費，雑役務費，燃料費，広告料，使用料及び賃借料等で，不発弾等探査費，本工事費及び附帯工事費，測量及び試験費の合計額に <math>\frac{15}{1,000}</math> を乗じて得た額とする。</p>
----------------	--

（注）

1. 別表の費目欄に掲げる不発弾等探査費の費目の内容及び算定基準は、別途内閣総理大臣が定める「不発弾等探査査定単価表」を適用する。
2. 別表の費目欄に掲げる本工事費，附帯工事費，測量及び試験費の費目の内容及び算定基準は，別途建設大臣が定める「災害査定設計単価表」及び「災害査定設計標準歩掛表」を適用する。

別記様式第 1 3

第 号  
昭和 年 月 日

内閣総理大臣

殿

地方公共団体の名称  
及びその長の氏名

㊟

不発弾等処理交付金概算払請求書

昭和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定され  
た標記交付金について、下記金額を概算払で交付されたく請求し  
ます。

記

区 分	交付決定額	概算払請求額	備 考
不発弾等探査費	円	円	
本 工 事 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 及 び 試 験 費			
用地損料及び補償費			
工 事 雑 費			
合 計			

(日本標準規格 B 5 )

(昭和48年10月23日 内閣総理大臣決定)  
昭和50年 3月15日 改正

### 不発弾等処理交付金交付事務運用要領

不発弾等処理交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく当該交付金の交付事務の処理については、この要領の定めるところにより運用するものとする。

第1. 要綱第2条に定める「不発弾及びその他の爆発物」とは、爆弾、砲弾(艦砲弾、各種火砲弾、迫撃砲弾)、ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾(火薬が充填されているもの)及びその他未使用の爆発物をいう。

第2. 要綱第4条の別表中、労務単価及び材料費単価並びにこれらの歩掛の運用幅は、当該基準額及び基準率の上下20パーセント以内とし、設計に変更がある場合で20パーセントをこえる変更があるときは、要綱第9条の規定による内閣総理大臣の承認を要するものとする。

第3. 要綱第5条第2項の規定の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 2以上の不発弾等が60メートル以内の間隔で連続して埋設しているときの1件の工事とみなす限度は、600メートル以内をいう。

(2) 2以上にわたる工事を実施する場合で、当該工事を分離して施行することが効用上不適當なときは、次に掲げる場合をいう。

ア 不発弾等の埋没地点からおのおの半径300メートルの避難地域が重複する場合であって、二つの工事を1件の工事として実施する場合と、それぞれ1件の工事として実施する場合の合計額との差額が200万円をこえるとき。

イ 前記アと同様に3以上の工事を実施する場合で、当該工事を1件の工事として実施する場合と、それぞれ1件の工事として実施する場合の合計額との差額が、当該工事数から1を乗じた数に200万円を乗じて得た額をこえるとき。

第4. 要綱第12条第2項ただし書の「軽微な変更の場合」には、人身事故に関する場合を除くものとする。

第5. 要綱第14条ただし書の「不発弾等を発見することができなかった場合」とは、地中において既に爆発していたことが自衛隊によって証明された場合を含まないものとする。

資料 24-2

不発弾処理対策協力会議構成員

No.	構成機関	備考
1	陸上自衛隊	
2	茨城県警本部	
3	日立警察署	
4	茨城県防災・危機管理課	
5	J R 東日本株式会社水戸支社	※
6	J R 東日本株式会社水戸支社（市内各駅）	※
7	茨城交通株式会社	※
8	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社日立事務所	
9	東京ガス株式会社日立支店	※
10	N T T 東日本株式会社茨城支店	
11	社団法人日立市医師会	
12	日立市コミュニティ推進協議会	
13	警戒区域の学区コミュニティ推進会	
14	関係事業者 ※土地・建物所有者及び市民生活に関わる 大規模事業者（商業施設・郵便局・病院など）	
15	不発弾処理準備工事施工業者	
16	不発弾処理対策本部長	
17	不発弾処理対策副本部長	
18	総務部長	
19	消防長	
20	事務局	
21	その他市長が必要と認める者	

※事業者の事業活動区域が警戒区域に含まれる場合に構成員とする。

資料 24-3

不発弾処理対策協力会議構成機関の役割について

構 成 機 関	内 容
陸上自衛隊	1 処理の実施に関する事
警察	1 自衛隊に対する処理要請に関する事 2 交通規制に関する事 3 警戒区域内の警備及び防犯に関する事 4 その他安全確保のために必要な警戒措置に関する事
県防災・危機管理課	1 交付金申請事務に関する事
J R 東日本株式会社水戸支社	1 列車の運行計画に関する事
J R 東日本株式会社水戸支社日立駅	1 列車の運行計画に関する事
茨城交通株式会社	1 路線バスの運行計画に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社日立事務所	1 電力施設の保全及び復旧に関する事
東京ガス株式会社日立支店	1 ガス施設の保全及び復旧に関する事
N T T 東日本株式会社茨城支店	1 電信電話施設の保全及び復旧に関する事
社団法人日立市医師会	1 処理作業における傷病者の救急救護に関する事
日立市コミュニティ推進協議会 警戒区域の学区コミュニティ推進会	1 住民の避難に関する事
関係事業者（土地・建物所有者）	1 処理日までの爆弾の警備等に関する事 2 現地指揮本部場所等の協力に関する事 3 警戒区域の関連企業等への協力要請に関する事
関係事業者 （市民生活に関わる大規模事業者）	1 施設の保全及び復旧に関する事 2 施設利用者に対する広報に関する事
その他市長が必要と認める者	1 処理に関して必要と認められる事